コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SUGIMOTO & CO., LTD.

最終更新日：2015年7月6日
杉本商事株式会社
代表取締役社長　杉本正広
問合せ先：常務取締役管理本部長　阪口尚作
証券コード：9932
http://www.sugi-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応する組織体制や仕組みを構築することであり、また企業倫理に則した透明性の高い公正な経営を行い、企業価値の向上を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
杉本　正広	533,315	4.67
杉本商事従業員持株会	278,889	2.44
杉本　利夫	273,972	2.40
ビービーエイチ ボストン フォー ノムラジャパンスモーラー キャピタライゼイションファンド620065	269,300	2.36
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	262,100	2.29
杉本　直広	251,274	2.20
杉本　栄作	232,311	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	209,300	1.83
株式会社愛知銀行	198,000	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	179,800	1.60

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮地　亀三	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮地　亀三	○	―――	他社で長年にわたり会社経営にたずさわれており、豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂き、コーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の事業所往査に同行するなど、必要に応じて会計監査人と連携を図っております。また、期末においては、会計監査人の監査結果報告会に監査役が出席し、意見交換及び協議を行っております。
監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、内部監査部門は、定期的に事業所往査を行い、業務全般についての妥当性や法令・定款の遵守状況等の内部監査を実施し、その監査結果について必要に応じて監査報告会にて監査役に報告することになっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伴　純之介	弁護士													
梅野　外次	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伴　純之介	○	―――	弁護士の立場から当社のガバナンス強化に対処するため、また同氏は、証券取引所が「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」として定める項目のいずれにも該当しておりません。以上のことから、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
梅野　外次		―――	税理士の立場から、当社のガバナンス強化に対処するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

通常型のストック・オプションを採用しております。
平成23年6月17日開催の第86期定時株主総会において、平成18年6月16日開催の第81期定時株主総会において決議された年額300百万
円の取締役の報酬とは、別枠で年額36百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することの決議をうけています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに当社の企業価値を向上させることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役3名110百万円、監査役1 名10百万円、社外役員3名13百万円。報酬限度額は、平成18年6月16日開催の第81回定時株主総会で取締役年額300百万円、監査役年額40 百万円と決議されております。また、別枠で、平成23年6月17日開催の第86回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額36百万円以内と決議頂いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議にり取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については、取締役会の決議により決定し、監査役については、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へは、管理部より定期的に行事予定やその他の情報を連絡するほか、取締役会や所長会議等に出席して、取締役や監査役と情報交換を行っております。
社外監査役へは、常勤監査役または管理部より定期的に行事予定やその他の情報を連絡するほか、取締役会の開催に際し監査役会を開催して、常勤監査役から所長会議等の詳細な説明を行うとともに情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、平成21年4月より執行役員制度を導入しております。当社は、業務執行部門である執行役員が機動的な業務執行を行い、また、監査役、会計監査人及び内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

(1)取締役会
取締役会は、現在4名(内社外取締役1名)で構成されており、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に随時開催しております。取締役の任期は1 年であり、経営責任を明確化しております。また、社外監査役は、取締役会に出席して客観的・専門的見地から指摘や意見を述べるなど社外監査役に期待される役割を果たすよう努めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。執行役員は、取締役会が決定した経営方針に従って機動的な業務執行に務めるとともに、適宜、業務執行の状況を取締役会に報告しております。

そのほか、年4回所長会議を開催し、業務執行の効率化及び意思の全社統一を図っております。

(2)監査役会
当社の監査役は3名で、うち2名は社外監査役であります。監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の
監視、取締役会やその他の重要な会議へ出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧及び事業所の往査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査室と意見交換等を行い連携をはかり、実効性のある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。社外監査役は独立した立場でそれぞれ弁護士・税理士である立場から情報の収集・提供を行っております。

(3)内部監査室

内部監査につきましては、社長直轄部門として内部監査室を設置しており、現在5名で内部監査規程に基づき、独立した立場から営業所及び子会社の運営の適正性や効率性に関して計画的に営業所及び子会社の監査を実施しております。内部監査室は、監査結果を社長に報告するとともに、必要な処置及び改善の
実施状況を確認しております。更に監査役及び会計監査人とも連携を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。

(4)会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査業務を執行した公認会計士は中村基夫及び藤井睦裕でありますが、継続監査年数が7年を越える者はおりません。なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会による取締役の監督と、監査役による取締役の監査が、現状において十分機能しているため、引き続き、取締役・監査役制度を中心とした組織体制としております。

コーポレートガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役・社外監査役を選任しております。社外取締役は、各取締役を監督するとともに、助言を行い、社外監査役は、弁護士・税理士の専門的見地から取締役の監査・助言を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様の出席を頂き、当社の方針をご理解頂くため、従前より集中日を避けた開催を行っております。
その他	招集通知につきましては、株主への発送後速やかに当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京にて会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに、有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・事業報告書・招集通知・決議通知のほか、証券取引所上場規則に基づく適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専属の部署はありませんが、管理部がその役割を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社が制定した経営理念に基づき、会社の業務の適正性を確保する体制を整備し、当 社の社会的使命を果たします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動憲章」において「3. 情報開示　私たちは、社会に開かれた企業として、株主はもとより、広く社会とのコミニュケーションを説教区的に行い、企業経営全般にわたる情報を適時適切に開示します。」と規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程の手順に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は、文書管理規程によるものとしております。

職務の執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程において定められた、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行っております。

管理本部長をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役と共に、リスクを体系的に管理するため、既存の業務に関する規程・内部者取引管理規程などに加え必要な管理規程を制定しております。

不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることになっております。

全社を横断するコンプライアンス室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令および定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制をとっております。

監査役及び内部監査室は、業務活動の妥当性や法律・法令の遵守状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善にむけた助言・勧告を行っております。

関係会社管理規程に基づき子会社に対する適切な管理を行っております。

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見を交換することになっております。

取締役および使用人は当社の実務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告することになっております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることが出来るようにしております。また、監査役は、代表取締役、内部監査室、監査法人と必要に応じて、それぞれと意見交換を行うことになっております。

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との関係遮断を企業防備の観点より、必要不可欠であると考え、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組みの強化を図っております。

その整備状況といたしましては、社内規則で「企業行動憲章」を制定し従業員個人及び会社として反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行っております。また、必要に応じて外部の専門家にも意見を求める事ができる体制を整えております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

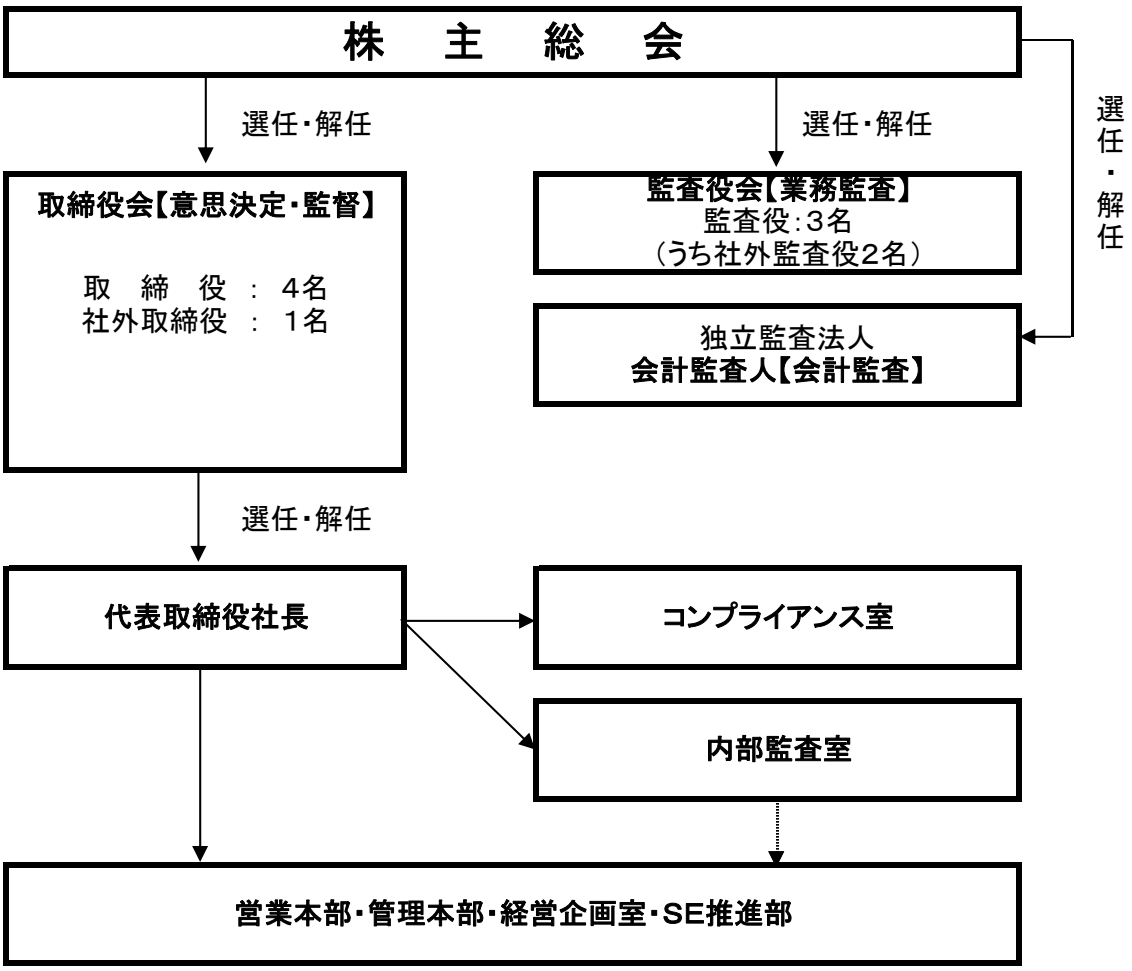
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会【意思決定・監督】
取　締　役　：　4名
社外取締役　：　1名
監査役会【業務監査】
監査役：3名
（うち社外監査役2名）
独立監査法人
会計監査人【会計監査】
選任・解任
代表取締役社長
コンプライアンス室
内部監査室
営業本部・管理本部・経営企画室・SE推進部